

## 眺望景観 ころに残る景観資源発掘委員会について

## (1) 発掘委員会とは

## ころに残る眺望景観の募集実施要領抜粋

- 第7条 応募された景観資源を審査し、景観審議会に推薦し、報告するため、ころに残る景観資源発掘委員会（以下、委員会）を設置する。
- 2 委員会は、岸和田市附属機関条例第 2 条に規定する岸和田市景観審議会及び岸和田市環境デザイン委員会の委員から 4 名以内で組織する。
  - 3 委員会は、委員長を置くものとし、岸和田市景観審議会の会長または会長に指名されたものがこの任に当たるものとする。
  - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
  - 5 委員会は、応募された眺望景観を、応募書類、まちかど投票、現地調査等の方法により別表 2 の視点と評価に基づき審査し、特に優れた眺望景観を『ころに残る景観資源』として岸和田市景観審議会に推薦し、報告する。

別表 2

(第 7 条関係)

視点と評価
<p>(1) 「市民意識への効果」…地域固有の魅力を感じさせ、市民の誇りとなり得る眺望景観</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域への親しみや愛着が感じられ、景観形成への意識や関心を高めている</li> <li>②地域のアイデンティティや誇りを形成している</li> </ol>
<p>(2) 「市民活動への効果」…まちなみとの調和や自然と共存する魅力ある眺望景観</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地形地物との関わりと人々の営みを感じられる</li> <li>②地域住民により維持管理活動等が行われおり、地域への愛着が感じられる</li> <li>③地勢やまちの成り立ち、変化が感じられる</li> </ol>
<p>(3) 「自然空間との調和」…山並みや海岸線など自然地形との連続性のある眺望景観</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域の象徴となるランドマークとの連続性や調和が感じられる</li> <li>②周辺建物の形態、ファサード、意匠に良好な影響を与えている</li> <li>③地域の魅力を伝え、または、地域を特徴づける取り組みが感じられる</li> </ol>
<p>(4) 岸和田の景観的なシンボルである「岸和田城」や「久米田池」に関連する眺望景観</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①従来の印象や魅力と異なる新たな視点が効果的に伝わるなど景観的要素を形成している</li> <li>②歴史や文化、季節感など地域のシンボルとして人々の関わりが感じられ、または特徴づけている</li> </ol>

## (2) 発掘委員会のスケジュールと審議事項

令和3年6月4日	令和3年度 第1回景観審議会
令和3年10月上旬	令和3年度 第2回景観審議会 ◎発掘委員の選出
令和3年10月中旬	発掘委員会・委員就任の依頼
令和3年10月下旬	まちかど審査開始 
令和3年11月上旬	まちかど審査終了
令和3年11月中旬	<u>第1回発掘委員会</u> 審議事項 ◎推薦までの進め方について ◎推薦方針・審査基準について ◎事務局による事前調査の結果について ◎現地確認候補の選出について
令和3年12月上旬	<u>第2回発掘委員会</u> 審議事項 ◎現地確認 
令和3年12月中旬	<u>第3回発掘委員会</u> 審議事項 ◎推薦候補資源の決定について ◎講評(案)について ◎作業検証について
令和4年2月上旬	令和3年度 第3回景観審議会 ◎発掘委員会により推薦された対象の審議・承認
令和4年2月下旬	眺望景観の指定